## エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定	内容					
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	1価 問題意識	指摘事項
1	売電用太陽光発電施 設の工場立地法の取 扱いの見直し	売電用の太陽光発電施設を工場立地法の適用対象外とすること及び環境施設として位置付けることについて、事業者の要望及び周辺住民に与える影響を考慮しつつ検討し、審議会における検討結果を踏まえ、見直しを行う。	平成24年7月 までに検討・ 結論、結論を 得次第措置	経済産業省	工場立地法施行令(昭和49年政令第29号)の一部を改正し、太陽光 発電施設について、工場立地法上の届出対象施設から除外した。(平 成24年6月 1日施行) また、工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、適商 産業省、連結省令第1号)の一部を改正し、売電用の太陽光券電施 設について、工場立地法上の環境施設に位置付けた。(平成24年6月 15日施行)		0	
2	市街化調整区域にお ける太陽光発電設備 の付属施設の取扱い の明確化	太陽光発電設備(建築基準法上の建築物でないもの)の付属施設について、その用途、規模、配置や発電施設との不可分性等から主として当該付属施設の建築を目的とした開発行為に当たらないと開発許可権者が判断した際には、許可が不要であることを周知する。	平成24年度 措置	国土交通省	「太陽光発電設備の付属施設に係る開発許可制度上の取扱いについて(技術的助言)」(平成24年6月8日付け国都開第2号)を各開発許可権者あてに発出し、規制・制度改革の内容を周知した。なお、当該通知は、国土交通省のホームページにも掲載している。		0	
3	建築物の屋上に設置 する太陽光発電設備 の取扱いの明確化	建築物の屋上に設置する太陽光発電設備について、メンテナンス時以外、人が架合下に立ち入らないものであって、かつ、架台下の空間を屋内的用途に供しないものについては、その設置行為は増築には該当せず、原則として、建築確認は不要であることを周知する。	平成24年度 早期措置	国土交通省	平成24年7月4日に「既存建築物の屋上に太陽電池発電設備を設置する際の建築基準法の取扱いについて」(平成24年7月4日建築指導課長通知。国住指第1152号)を発出し、建築物の屋上に設置する太陽電池発電設備に係る建築基準法の取扱いを明確化し、特定行政庁及び指定確認検査機関に対して周知したところ。		0	
4	電気主任技術者の不選任承認範囲の拡大	太陽電池発電設備に係る電気主任技術者の不選任承認範囲について、2.000kW未満への引上げ可能性について検討し、技術動向や安全性の状況を踏まえて見直しを行う。	平成24年度 検討・結論、 結論を得次第 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	経済産業省	他の発電方式との比較の観点も交えながら、太陽電池股備に対する 技術動向や事故事例、現状の保安体制等を踏まえた安全性の調査を 行い、当該股備のが有するリスク及び本改正の影響を踏まえた安全 性等を検証するため、一定規模のデータ収集や技術的検討を開始し たところ。 引き続き検討を進め、年度内に結論を得る。引き上げる方向で結論 が得られた場合、電気事業法施行規則の改正を行う。		○太陽光発電施設のランニングコスト負担の削減につながるよう、安全性の検証を前提としてつ更なるスピード感を持って結論を得る必要がある。	
5	境価値取引促進のた	サンプリング調査を基にした熱量の推計は計量法上の諸規制の適用対象 がであるところ、グリーン熱証書の普及を図るべく、技術的な実証を重ね ることにより、再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法を確立する。	平成25年度 結論	経済産業省	再生可能エネルギー熱に係る熱量推計手法の信頼性を高めるため、全国111箇所に再生可能エネルギー熱利用股備及び計測機器を設置するとともに、計測データの収集、分析を行っているところ。平成25年度中に計測手法の確立を目指す。 将来的には環境価値を取引出来るよう、必要な信頼性を確保するため、引き続き実証データの収集、分析を行い、熱量推計手法の信頼性由上を図る。		○ゲリーン熱証書の普及のため、 熱量推計手法の確立においては、 みなしなど簡易な計量手法の導入 に向けて実証を進めるべきであ る。 〇みなし計量のみならず、計量法 上の特定計量器によらない簡易な 計測手法に基づ(環境価値取引に へついても検討の範囲に含めつつ、 実証事業を進めるべきである。	
6	影響評価の手続迅速	風力発電に係る環境影響評価について、事業者に煩雑かつ過重な手続を要求しないよう、評価項目の終り込みや経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る標準処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮するなど、手続の簡素化・迅速化を行う。	平成24年度 措置	経済産業省	「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成十年通商産業省令第五十四号)の改正についてパブリックコメントを行った。その中では、環境影響評価の評価項目を選定するにあたって事業者が参考にすべき項目(参考項目)に関し、例えば施設の稼働による振動など、他の発電所においては参考項目としている項目について個力発電所では参考項目とはしていない。7月中に公布、10月1日施行予定。なお、経済産業省が行う各審査段階の審査事務に係る処理期間をそれぞれ1か月以内に短縮するについては、本年10月に風力発電所に係る環境影響評価が開始次第、個別の審査において実施していく。		Δ	

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定	内容						
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
7		風力発電に係る環境影響評価の手続について、書類の受領に際しては、 評価項目の不足等の形式面に限定した確認にとどめ、書類の提出前の 事前確認は事業者の求めに応じて行うものであり、国から求めることはな い旨を周知徹底する。	平成24年度 措置	経済産業省	原子力安全・保安院ホームページに、事前の相談等は方法書等の届出の要件ではないこと、届出は当該文書の法定の様式要件が整っていれば受理することを明記した。また、公開の場で行っている原子力安全・保安院長の私的諮問機関である「環境審査顧問会」において、本措置を実施する旨を報告し、関係する資料は傍聴者にも配付した。なお、環境審査顧問会全体会の資料は、傍聴できなかった方でも提供している。成別・電子の大学では、行政・では、原本では、では、原本では、原本では、原本では、原本では、原本では、原本では		0		
8	影響評価の手続迅速	風力発電に係る環境影響評価においては、低周波音について環境基準 がなくも、これまでの審査実績等から遅滞なく適切に審査をすることが可 能であることを周知徹底する。		経済産業省	原子力安全・保安院のホームページに「風力発電に係る環境影響評価における低周波音の取扱いこのいては掲載し、風浄発電に係る環境影響評価においては、低周波音について環境基準がなども、遅滞なら適切に審査をすることが可能である旨周知した。また、公開の場で行っている原子力安全・保安院長の私的諮問機関である「環境審査顧問会」において、上記中P掲載の紹介を行い、関係する資料は傍聴者にも配付した。なお、環境審査顧問会全体会の資料は、傍聴できなかった方でも提供している。風力発電所が環境影響評価法の対象となる平成24年10月1日を前に、風力発電事業者から照会等があった場合にも、積極的にこの措置の内容を説明し、伝えることとする。		0		
9	力発電施設の審査に	風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについて、環境影響評価法との関係を整理するとともに、個別事例の検証を行いながら実態把握を進め、必要な見直しを行う。	平成24年度 措置	環境省	風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインについては、平成 22年6月、「規制・制度改革に係る対処方針」の閣議決定を受け策定 し、平成23年3月に公表したところであるが、環境影響評価法との関 係を整理するとともに、個別事例の検証を行いながら実態把握を進め るために、風力発電事業者からの意見聴取等を実施中。		Δ		
10	風力発電の導入促進 に係る審査の一本化	風力発電設備(洋上風力発電設備を含む)に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池券電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。なお、審査の一本化の検討に際しては、「規制・制度改革に保る対処方 按1(平成22年6月18日間議決定)1、3月 東日・新足改革に保る対処方 約1(平成22年6月18日間議決定)2、3月 東日・ボネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(風力発電の導入促進に係る建築基準法の基準の見直し)に基づき、建築基準法における評価基準の妥当性に関する検討結果を踏まえた整理を行う。	検討・結論、	経済産業省 国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 風力券電設備について、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上 の審査に一本化することについては、両省で協議を進めているとこ る。 経済産業省においては、建築基準法における審査の方法や実態等に ついて調査中であり、引き続き検討を進める。 なお、国土交通省においては、風力発電設備に関する構造基準の合 理化について、一般社団法人日本風力発電協会と協議を進めている ところ。一部は、本年度上半期で結論を得る予定。		Δ	○審査の一本化に係る検討を進め るためにも、まずは、風力発電設 備に関する構造基準の合理化に ついて速やかに結論を得た上で措 置すべきである。	
11	風力発電施設に係る 航空障害灯等の設置 免除の基準の緩和	風力発電施設に係る航空障害灯及び昼間障害標識の設置免除の基準について、航空機の航行の安全の確保に留意しつつ、海外の基準の状況を精査し、設置間隔の拡大について検討し、結論を得る。	平成24年度 検討、平成25 年度早期結 論	国土交通省	現在、国内における風力発電施設の設置状況及び当該施設に対する 航空障害灯の設置状況を確認しているところ。 新空障害がの設置状況を確認しているところ。 場外における風力発電施設に対する航空障害灯の設置基準及び設置状況等の実態調査等を踏まえ、航空障害灯の設置間隔 の拡大について検討を進める。		Δ	○国内における現在の航空障害 灯の設置状況は東京/大阪航空局 への届出の確認を軸に早急に把 握されたい。 ○海外における風力発電施設に対 する航空障害灯の設置基準及び 設置状況等の実態調査について は、国土交通省が行ったヒアリング において、事業者から示された情 報も参考に早急に着手されたい。	

	エネルギー分野における規制・制度改	革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決別	定内容						
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
12	地勢発電施設の設置 に関する規制の見直し (で)通知の見直し) (で)通知の見直し) (で)通知の見直し) (で)通知の見言し) (で)通知の見言し) (で)通知の記述は、 (で)通知の記述は、 (で)通知の記述は、 (で)通知の記述は、 (で)通知の記述は、 (で)通知の記述は、 (で)では進のと、 (で)で)で、 (で)で)で (で)で (で)で)で (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で)で) (で) (	種及び第2種特別地域において、小規模の地熱発電や 等で一定の要件を満たすものについては認めることとし、 地域への情報提供を行うなど積極的な取組を進めるこ 公園外から第2種・第3種特別地域内の地下への傾斜掘 用については、特別地域の地表への影響がないこと等ー すものは許可可能であること。 特別地域における垂直振削及び発電施設の設置は、景報 配慮を要する地域であることを踏まえ、自然環境の保全 利が十分に図られる優良事例の形成を検証しつつ、実施 、地域での合意形成や環境への影響を軽減する技術の 取組が行われる事例を具体的案件として選択すること。	措置		平成24年3月27日、「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて」(平成24年3月27日付け環自国発第120327001号環境省自然環境局長通知)を発出。		0		
13	地熱発電施設の設置  る中で得られる	)地熱開発が適切に進められるよう、優良事例の形成を図 知見等に基づき、国立・国定公園内において風致景観や とと再生可能エネルギーの利用の高いレベルでの調和が 発についての検証を行う。	以降順次措	環境省	平成24年3月27日に環境省より通知した「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについてJ(平成24年3月27日付け環自国発第 120327001号環境省自然環境局長通知)について、環境副大臣が統括する「自然と顕和した地熱開発に関する検討会議」を設け、風致景観や自然環境の保全と地熱開発を高いレベルで調和させる具体的な戦略の検討・フォローアップを行うことを目的として、地熱開発事業者等に対して説明会・意見交換会等を開催しているところ。		Δ	○「自然と調和した地熱開発に関する検討会議」において、現在行われている事業者ピアリング及び、地熱開発に係る課題検討を継続して実施していことが必要である。○今後の環境省の地熱開発に関する施策を検討するに当たり、関係省庁を交えた協議を引き続き行っていくことが必要である。	
14	ボイラー・タービン主任 技術者への外部委託 の導入	引して、ボイラー・ターピン主任技術者への外部委託の導 <i>)</i> 向で検討し、結論を得る。	、平成24年度 検討・結論	経済産業省	平成24年3月30日付けで「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)」を改正し、自家用電気工作物である火力発電設備については、ポイラー・タービン主任技術者を自社の従業員以外の流遺労働者等から選任することを可能とし、小型の火力設備に関しては資格を持たない者からの選任を可能とする許可選任の対象範囲を拡大する措置を講じた。 さらに、平成24年4月17日付けで電気事業法能行規則及び平成二十三年終済産業省告示第三十八号を改正し、一定の条件を満たす小型のバイナリー発電設備に係るポイラー・タービン主任技術者の選任を不要とした。		0		
15	地熱発電所の熱水の 多目的利用 な考え方を整理	にの趣旨を踏まえ、熱水の多目的利用についての基本的 し、周知する。	平成24年度 措置	環境省	地熱発電を予定している事業者等からの情報収集を行っているところ。		Δ	〇地熱発電を予定している事業者 だけでなく既存の地熱発電事業者 との情報交換も積極的に行い、勢 水の多目的利用を促進する方向で 検討を進めるべきである。	

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容					
番号	事項名	規制・制度改革の内容 実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識 指摘事項
16		圧力容器の構造強度等を定めた技術基準は性能規定化されており、その 適合性については設置者の自主保安の範囲において確認されるべきこと を周知徹底する。 その際、小型蒸気、バイナリー発電機に用いる圧力容器について、設置者 として技術基準への適合を確認した範囲に限り、国内外の標準規格で製 造された規格品について、現状でも使用前自主検査の合理化は可能であ る旨を併せて周知徹底する。	経済産業省	小型の蒸気・パイナリー発電をはじめとする火力発電設備に関する技 術基準及び使用前自主検査の考え方について、閣議決定に沿うよう に整理して周知すべく終封中。 求められている内容を含めた考え方をまとめ、ホームページへの掲載 等の周知を行う。		Δ	○世界で広く使われているASME 規格の海外製品を使用する際に も、電気事業法の技術基準を満た すか否かが不明確等の理由によ り、設置者が設計変更を要するか 直ちに判断できず、小型蒸気・バイ ナリー発電の円滑な設置の妨げと なっている。 ○一般社団法人日本機械学会作 成の「発電用火力股情規格(2005 年追補版)」及び「同(2008年版)」 の技術基準への採用について早 期審査を期待する。
17		発電設備等の電気工作物のうち、発電に用いる他の機械又は器具を冷 却する目的で用いられる冷却器については、安全上のリスクが低い可能 性があることから、溶接事業者検査の対象外とする方向で検討し、結論を 得る。	経済産業省	省令で定める火力発電所(地熱発電所を含む)に係る溶接事業者検 査の対象となる電気工作物については、「冷知器」は含まれない旨を ホームページに掲載するとともに、関係団体等へ周知を行った。		0	
18	小水力発電に係る河 川法の許可手続の簡 素化	一定の流量や発電規模等の要件に該当する小規模な水力発電については、関係機関と調整し、水利使用区分を例えば、準特定水利使用として大規模な水力発電とは異なる取扱いとする方向で検討し、結論を得念。また、水利権即得申請について、以下のような手続の簡素化・円滑化に向けた対応を行う。 ①発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書について、審査の実態を調査の上、審査に最低限必要なものに簡素化する方向で検討し、整理を行う。 ②使用水量の算出の根拠について、取水地点で10年間の実測資料がない場合には、取水地点と近傍観測所等のデータとの相関関係等から算出されたデータを根拠とすることが可能であり、またやむを得ず近傍観測所等が保存を見出しているデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータが10年間分に満たない場合には、その保有するデータが10年間がである言、周知徹底を行う。あわせて、河川管理者が所有する河川の流量データ等については、申請者のエーズに応じ提供する。 ③小水力発電が、河川環境に与える影響度を一理的な根拠に基づいて判断できるよう、海外事例等各種データの収集や閲覧・研究を進め、維持流量の設定手法の簡素化について検討し、中間整理を行う。 《動植物に係る調査を収載的書を附着を関するという能である目、周知徹底する。 ⑤休止していた小水力発電を再利用する際、河川の流況、環境等を踏まえた上で、新たな魚類等の環境調査は省略できる旨、周知徹底する。		水利使用区分については、経済産業省と協議を行いながら、具体的な区分の方法について、検討を行っているところ。 手続の簡素化・円滑化に向けた対応については以下のとおり。 ・①発電水利使用許可に係る添付書類及び添付図書について、現在 必要とされている項目を整理のうえ、平成24年7月中に審査の実態を 調査する予定。 ・③小水力差電の設置が河川環境に与える影響については、平成23 年より調査研究に着手しているところであり、今後更にデータの収集 や調査・研究を進める。 ・②、④、⑤の事項については、平成24年5月28日付けで事務連絡を 発出し、周知済み。		Δ	〇小水力発電事業者のニーズを 踏まえた見直しとなるよう検討段階 から十分にヨミューケッションをとり ながら進める必要がある。 〇②、④、⑤の事項に係る平成24 年5月28日付事務連絡をホーム ページにて公表することを検討され たい。
19	取水管理の柔軟化に よる効率的な運用	許可取水量の管理方法に関しては、出力抑制運転の改善のため、小水力 発電の実態を踏まえ、発電事業者と共同で、より効率的な取水ルールの 検討・結論、 策定を行う。 あわいせて、従属発電の取水量報告は、発電出力からの検算による方法、 あるいは従属元の取水量と発電使用水量が同量であれば、従属元の取 水量でもって報告する方法など、実測以外の簡便な方法によることが可能 である旨、周知徹底する。		出力抑制運転の改善のための取水ルールについては、原案を平成 24年4月に作成し、現在、小水力発電における適用について、小水力 発電事業者と共同で検討を行っているところ。 従属発電の取水量報告については、平成24年5月28日付けで事務連 絡を発出し、周知済み。		Δ	

	エネルギー分野にお	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容						
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	問題意識	指摘事項
20	小水力発電に係る従 属発電に関する登録 制の導入	河川の流量への新たな影響が少ないことから、従属発電における適正な 水利使用を担保する措置、費用負担、従属元である農業用水等の利水者 と発電事業者との関係等について整理を行い、手続の簡素化・合理化を 図るため、登録制を導入する。	検討、可能な限り速やかに措置	国土交通省	従属発電における適正な水利使用を担保する措置、費用負担、従属 元である農業用水等の利水者と発電事業者との関係等について、整理、検討を進めているところ。	Δ	○登録制の導入により事業者の負担を軽減すべく、事前審査のような 連用が残らないよう配慮する必要 がある。 ○農林水産省など、関係省庁と協議を行いつつ、制度設計を進めら れたい。	
21	小水力発電設備の保 安規制の見直し	小水力発電設備に係る保安規制について、一般電気工作物及び事業用電気工作物に関する基準の緩和に向けて、安全性の検証及び事業者からのデータ等の収集等を行い、結論を得る。	平成24年度 検討、結論を 得次第措置	経済産業省	提案者に対し、現行の規制概要を説明した。その上で、水力発電の開発に当たって更達となっている規制の実態を聴取するとともに、規制を見直すに当たっては、現行の保安レベルを維持することが大前提であるため、規制を見直しても保安レベルが維持できることが確認できるデータの提供を依頼した。その結果、提案者が、保安レベルを維持できるデータの提供を約した。 今後提案者から提供されるデータを基に、検討を行う。	Δ		
22	ダム水路主任技術者 の資格要件の見直し	ダム水路主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任することができる制度(許可選任)の対象範囲について、事業者の意見を踏まえ、安全性の確証が得られ次第、発電出力区分の上限値について見直しを行う。			提案者に対し、水力発電の開発に当たって支障となっている主任技 術者選任制度の実態を聴取するとともに、規制を見直すに当たって は、現行の保安レベルを維持することが大前提であるため、規制を見 直しても保安レベルが維持できることが確認できるデータの提供を依 頼した。その結果、提案者が、保安レベルを維持できるデータの提供 を約した。 今後提案者から提供されるデータを基に、検討を行う。	Δ	○新規の小水力発電の立地が促進されるよう更なるスピード感を 持って結論を得る必要がある。	
23	バイオマス発電燃料の 普及促進のための判 断事例の整理・周知	①バイオマス発電の普及促進の観点から、地方自治体がバイオマス発電 燃料につき有価物性を認めた事例を全国の自治体から幅広く収集・整理 し、各自治体の判断に済する事例集を作成し、周知する。特に、代理 マス発電燃料については、有価物性の判断が難しいものや流通実績が少な いものもあり得ることに留意し、事例の収集・整理を行う。 ②バイオマス発電の普及促進の観点から、本事例集をより充実した内容 にすべく、必要に応じて継続的な見直しを行い、都度周知する。	平成24年度 措置 平成24年度 以降、順次実	環境省	地方自治体がバイオマス発電燃料につき有価物性を認めた判断事例を全国の自治体から幅広く収集するためのアンケート調査を進めるべく、その準備に着手したところ。	Δ	〇平成24年度措置に向けて早期 に着実な進捗を望む。	
24	パイオマス発電燃料に関して廃棄物か否か 判断する際の輸送費 の取扱い等の明確化	バイオマス発電に利用されるバイオマス資源について、引渡し側が輸送 費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の 引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合 に、燃料して利用するために有償では99号けるバイオマス発電事業者が 占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないことを明確化す べく検討し、結論を得る。	平成24年度検討・結論	環境省	廃棄物か否かを判断する際の輸送費の取扱を明確化するための地方自治体へのアンケート調査を進めるべく、準備に着手したところ。	Δ	〇パイオマス発電設備の立地、利用が促進されるよう更なるスピード感を持つて結論を得る必要がある。 〇平成17年3月25日付け環廃産発第050325002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知の改正を行うのみと思料されるところ、地方自らかなる付加情報を得ようとしているのか不明である。	

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定	内容					
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題		指摘事項
25	サーマルリサイクル条件の見直し	バイオマス発電の普及促進の観点から、食品リサイクル法に基づく食品 廃棄物等の熱回収(サーマルリサイクル)条件の在リカについて、循環型 社会形成推進基本法に定める循環資源の循環的な利用及び処分の基本 原則も踏まえ検討を行い結論を得る。	平成24年度 検討開発 成25年結論 日途に結論	環境省	(農林水産省、環境省) 平成19年12月に施行された改正食品リサイクル法附則第7条において、「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。このため、平成24年12月に改正法施行から5年経過することから、本件については、平成24年度中に検討を開始することとしている。	Δ	○「日本再生戦略』(平成24年7月 31日閣議決定)に示された「革新 的エネルギー・環境社会の実現プ ロジェクト」を踏まえ、再生可能エネ ルギー利用の促進を図観点から も、早期に検討を開始すべきであ る。	
26	バイオマス混焼発電に ついての買取方法の 検討	バイオマス混焼発電について、制度の安定性・公正性を確保しつつ、事業 採算性の向上を図ることができるような買取手法について検討し結論を得 る。		経済産業省	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。)に基づ(設備 認定の手続きを規定する省令を平成24年6月18日付で公布。この省令において再生可能エネルギー特別措置法に基づくパイオマス発電の認定を受けようとする場合の認定要件を明確化し、認定を受けた設備が調達区分の異なる複数の種類のパイオマスを電に用いる場合や、パイオマスとバイオマス以外を混焼する場合については、それぞれのパイオマスの区分ごとの調達価格にて買取を行うことができる旨を規定。認定申請の方法等について、記載要領や0&Aをホームページに掲載するなどし、事業者の疑問に対して速やかに対応できるようにしている。	0		
27		耕作放棄地等への再生可能エネルギーの導入可能性について調査を実施し、農山漁村における再生可能エネルギーの発電適地マップを公表する。		農林水産省	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の具体的な導入 可能性を調査する取組への支援を実施するため、「農山漁村再生可 能エネルギー導入可能性調査支援事業」の公募を終了し、助成金交 付候補者の選定を行ったところ。	Δ		
28	農地における再生可能エネルギーの設置 規制の見直し	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。	平成24年度 措置	農林水産省	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合については、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化すべく、検討を行っているところ。	Δ	〇閣議決定に沿って、着実に検討 を進められたい。	
29	保安林における許可 要件・基準の見直し① (保安林の解除の要 件)	保安林を再生可能エネルギー影傭に供する場合の指定解除について、再生可能エネルギー事業関係者等からの実情把握や都道府県の審査の実態把握等を行い、合理的な運用内容を検討の上、留意事項として整理し、郡道府県等に広く周知する。 具体的には、「他に適地がない」等の用地事情の確認範囲を、「日本全国」「地方区分」といった必要以上に広範囲で求めるのではなく、保安林の配備状況(市町村内、都道府県内複数市町村、複数県等)を踏まえつつ、事業目的に応じて、合理的な理由により明確化するよう検討し、結論を得る。 加えて、保健保安林や飛砂防備保安林内における施設整備などにおいて、保安林機能の維持に支障を及ぼさないと判断される場合には、当該機能に係る代替施設を設置する必要がないことを明確化する。	平成24年上期措置	農林水産省	再生可能エネルギー設備に供する場合の保安林の指定解除について、再生可能エネルギー事業関係団体及び都道府県へのアンケート及びヒアリングを行い、実情把握や審査の実態の把握を行った。上記を踏まえ、閣議決定の内容である用地事情の確認節囲や代替施設の設置の必要性について明確化上に保安林解除及び作業許可要件に係る留意事項について」(平成24年6月29日付け林野庁治山課課長補佐事務連絡)を各都道府県及び各森林管理局宛に発出するとともに、同留意事項について再生可能エネルギー事業関係団体に配布し、周知を図った。	0	○平成24年6月29日付け林野庁 治山課課長補佐事務連絡「保安林 解除及び作業許可要件に係る留 意事項について」に沿った運用が 地方自治体の現場で行われている か引き続きフォローされたい。	
30		保安林を再生可能エネルギー設備に供する場合の作業許可の要件について、再生可能エネルギー事業関係者等からの実情把握や都道府県の審査の実態把握等を行い、合理的な適用内容を検討の上、留意事項として登理し、都通府県等に広へ周知する。その際、保安林機能の維持に支煙を及ぼさないと判断される場合は、現行の通知上の保安林内の作業許可の基準に照らして、工事のために必要となる道路部分について拡幅する等の柔軟な対応が可能であることを明確化する。	平成24年上 期措置	農林水産省	再生可能エネルギー設備に供する場合の保安林の作業許可の要件について、再生可能エネルギー事業関係団体及び都道府県へのアンケート及びピアリングを行い、実情把握や審査の実態の把握を行った。 上記を踏まえ、開議決定の内容である道路部分についての拡幅等について合理的な理由が認められる場合には柔軟な対応が可能である旨を明確化した「保安林解除及び作業許可要件に係る留意事項について「保安4年6月29日付け林野庁治山保課、長補佐事務連絡)を各都道府県及び各森林管理局施に発出するとともに、同留意事項について再生可能エネルギー事業関係団体に配布し、周知を図った。	o	〇平成24年6月29日付け林野庁 治山課課長補佐事務連絡「保安林 解除及び作業計可要件に係る留 意事項について」に沿った運用が 地方自治体の現場で行われている か引き続きフォローされたい。	

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定	内容					
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	価問題意識	指摘事項
	国有林野の貸付対象に関する見直し		ける再生可能 エネルギー電	財務省 農林水産省	(財務省、農林水産省) 「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する 法律案」の今後の国会審議状況などを踏まえ対応。		7	
31		法の規定に基づき、再生可能エネルギー発電設備としての認定を受けた場合、包括協議において、公共用、公用又は公益事業の用に供するものとして、随意契約により、国有林野の使用を認める。		農林水産省	(財務省、農林水産省、経済産業省) 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に下再生可能エネルギー特別措置法」という。)に基づ、設備認定の手続きを規定する省令を平成24年6月18日付で公布。これを踏まえ、再生可能エネルギー発電施設に係る包括協議を整え、「予算決算及び会計令の規定に基づき国有財産を随意契約によって売り払い、又は貸し付けする場合について(協議)」(昭和52年12月15日付け53米野管第386年、新野市長で通知)を平成24年6月29日付で改正し、再生可能エネルギー特別措置法に基づき認定を受けた再生可能エネルギー発電施設について、随意契約により、国有林野の使用を認めることとした。			
32		補助事業で取得した財産を有効利用することで、再生可能エネルギーの 導入促進を図るため、以下について農林水産省ホームページ等を通じて 広く周知徹底する。 ①補助事業で設置した農林水産関連施設について、補助金等の交付の 目的に反しない財産処分であれば、届出のみで可とする。 ②収益納付条件は、補助事業により収益が生じる場合の規定であり、自 ら設置した施設には適用されない。		農林水産省	開議決定の趣旨を踏まえ、過去に実施した補助事業により設置した 農林水産関連施設について、当該補助金等の交付の目的に反しない 限りにおいて改良等を行う場合は、当該施設に係る財産処分の承認 権者への届出のみで可能であること、また、「補助金等に係る予算の 執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第7条第2項 における収益納付の条件は、補助事業により収益が生じる場合の規 定であり、事業者自らが新たに設置する施設には適用されないことに ついて、農林水産省ホームページに掲載し周知を図った。			
33	等の系統接続の円滑		平成24年度 措置	経済産業省	太陽光発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会が一同に 集まる場を定期的に設け、その中で再生可能エネルギー事業者の具 体的要望を聞き、電力系統利用協議会ルールの連用や各電力会社 の取り組み等の改善に向け、対応を検か。 再生可能エネルギー事業者から申し出のあった発電設備容量の希望 連系点への運系可否等について、事前相談のタイミングで開示する 方向で検討中。 接続コストについては、接続検討回答時に、可能な範囲で情報開示す る方向で具体的な開示項目等を検討中。		○太陽光発電以外の再生可能エ ネルギー事業者にとっても利便性 のよい情報開示ルールとなるよう 配慮されたい。	
34	等の系統接続の円滑	系統接続申請を円滑化するため、再生可能エネルギー事業者等から実情 把握を行い必要な改善点を検討し、現在電力会社によって異なる系統接 続申請書類や運用ルールを見直し、手続書類の様式を簡素化・統一化す るとともに、標準処理期間の短縮化を図る。		経済産業省	太陽光発電協会、電気事業連合会、電力系統利用協議会が一同に 集まる場を定期的に設け、その中で再生可能エネルギー事業者の具 体的要望を聞き、電力系統利用協議会ルールの運用や各電力会社 の取り組み等の改善に向け、対応を検討中。 接続検討の申し込み等における事務手続きの効率化のため、手続書 類の様式の簡素化・統一化を行う方向で検討中。		○太陽光発電以外の再生可能エ ネルギー事業者にとっても利便性 のよい手続となるよう配慮された い。	

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定	内容					
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	問題意識	指摘事項
35	送電における広域的連用の拡大	①再生可能エネルギーの導入拡大の観点から、隣接する一般電気事実 者の調整力を活用し、更なる系統連系量拡大を進める(当該内容により、 一般電気事業者による再生可能エネルギー(風力発電等)の系統連系募 集枠を増やすようにする)。	平成24年度 措置	経済産業省	・東日本(北海道電力、東北電力及び東京電力の電力会社3社)については、昨年9月に既設地域間連系線や東京電力の調整力の活用、風力発電助力制御技術の組み合わせによる風力発電の導入拡大のための実証試験を行う旨を公表。同実証実験に併せて、昨年度より、北海道電力20万kW、東北電力40万kWの新規募集枠を設定し、募集を開始済。中西日本については、昨年11月に中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力の6社が相互に協力し地域間連系線を活用した中西日本における風力を電導入拡大を図ることを公表。また、先行した取り組みとして、本年5月に、北陸電力・四国電力の場とかを確し、南北の大田の電力が登電することで、北陸電力・四国電力の調整力を確保し、両エリアの風力発電が拡大のための実証試験を行う旨を公表済、これにより、四国電力及び北陸電力は、本年5月より、それぞれ連系可能量をそれぞれ20万kW拡大し、受付を開始。	0		
		②送電における広域的運用の拡大については、連系線の利用方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置		総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)	Δ		
36	再生可能エネルギー 設備に係る専用線で の連系接続の実施	再生可能エネルギー設備について、既設の施設と設備規模(特高、高圧、低圧)が異なる場合や需要家が異なる場合等において、保安上の支障がないこと等の一定の要件を満たした場合は再生可能エネルギー設備専用の引込線を別途敷設することを可能とする。	速やかに措	経済産業省	平成24年6月29日付け(※)「いわゆる屋根貸しによる太陽電池発電 股備の取扱い及び電気主任技術者制度の運用について」により、電 気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置 法第三条第二項に規定する認定発電設備では、電気事業法施行規 則附則第十七条に基づき、保安上の支障がないこと等の一定の要件 を満した場合には、引込線を別途敷設することを可能とした。 ※平成24年7月24日付けで改正	0		
37	固定価格買取制度に おける買取条件の予 見可能性の確保	「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく調達価格については、法律上毎年度定めることとなっているが、調達価格等算定委員会の意見も認まえつつ。事業者が次年度以降の価格について予想を立てやすくなるような方法について検討し結論を得る。	平成24年7月 までに検討・ 結論	経済産業省	事業者が可能な限り事業計画を立案しやすくなるよう、調達価格等算定委員会がどのような考え方で平成24年度の調達価格等の意見集約に至ったかについて、同委員会が取りまとめた「平成24年度調達価格及び調達期間に関する意見」において明確化されている。また、再生可能エネルギー発電事業者が実際に設備の設置に要した費用については、事後的に経済産業省に報告することを義務化しており、同省が概ね半年でとに当該ロストデータを集計し、最新の動向を把握することとしている。次年度以降に算入する者に適用される価格については、この情報を調達価格等算定委員会に報告の上、算定する予定。	0		
38	需要家による再生可能エネルギーの選択肢拡大に向けた部分 供給取引の明確化	一般電気事業者や新電力と、グリーン新電力の両者を活用したグリーン電力の活用が可能である旨について、ホームページ公開にとどまらず、周知文書を登出(電力会社、新電力、グリーン新電力)するといった対応で、速やかに措置する。		公正取引委員 会 経済産業省	(公正取引委員会、経済産業省) 平成24年6月1日付文書「グリーン電力の部分供給について」により 一般電気事業者及び新電力に対して、一般電気事業者又は新電力とグ リーン新電力の両者を活用したグリーン電力の活用が可能である旨 の周知文書を発出。	0	○一般電気業者及び新電力に留まらず、需要家の周知も重要であることから、変き内容のホームページ等での公表を検討されたい。	
39	発電所設置に係る環 境影響評価の審査手 続の迅速化	風力発電等における環境影響評価手続に活用できる環境基礎情報の整備、提供を行うとともに、現状の課題に等について事業者へのヒアリングを行いつつ、評価項目の転り込みや審査期間の短縮など、運用上の工夫によって、環境影響評価法に基づく手続の簡素化・迅速化を図る。		環境省	平成23年度から、「風力発電等導入等に係る環境影響評価促進モデル事業、を実施しており、平成24年度は、風力発電に係る動植物・生態系等の環境基礎情報の収集・整理を実施している。また、同事業の中で、風力発電に係る計画段階配虚書段階の環境影響評価手続に先行的に取り組む事業者が、配慮事に記載する事項の検討等を行うにあたっての支援を実施しており、この成果を活用して、評価項目の絞り込みなどの検討を行っていく予定。あわせて、事業者へのヒアリングもこれまでに行ってきており、運用上の工夫による手続の合理化を図る。	Δ	〇風力発電については平成24年 10月から環境影響評価手続の対 象となることを踏まえ、検討を加速 されたい。 〇火力発電、地熱発電についても 事業者ヒアリングを行い、得られた 成果をもとに手続合理化に早期に 着手すべきである。	

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定	内容					
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	問題意識	指摘事項
40	火力発電所リプレース における計画段階環 境配慮書手続の迅速 化	火力発電所のリプレースにおいて、土地の改変等の環境影響が限定的でかつ温室効果ガスや大気汚染物質による環境負荷の低減が図られる場合などにおいては、計画般障環境配慮事ま続自体や、その後の環境影響評価手続に要する時日の短縮が可能となるよう、運用上の工夫によって、手続の簡素化・迅速化を図る。	平成24年度 措置	環境省	平成24年3月30日に経済産業省原子力安全・保安院及び都道府県、環境影響評価法の政令で定める市へ送付した「火力発電所リプレースに係る環境影響評価法の合理に関するガイドライン」に基づき、運用上の工夫による手続の合理化を図る。環境影響評価手続に要する時日の短縮についても、今後具体的な検討を進める予定。	Δ	〇計画段階環境配慮書手続自体 の簡素化・迅速化について、今後 具体的な検討を進める必要があ る。	
41	火力発電所リブレース に伴う既存工作物の 撤去の扱いの明確化	火力発電所のリブレースに伴う既存工作物の撤去・廃棄について、一定 期間の経過や事業実施場所等を考慮した上で、一体の事業としてみなす ことが困難なケース、又は環境影響が極めて小さいことが明らかであり、 環境影響評価項目として選定しないことが可能であるようなケースについ て、事業者へのヒアリングを行いつつ、その結果を整理し明示する。		環境省	事業者へのヒアリングの調整を始めている。今後、既存工作物の撤去 の扱いについても検討を進める予定。	Δ	○環境負荷が低減される火力発電 所へのリプレースが促進されるよう 更なるスピード感を持って措置する 必要がある。	
42	公営の発電事業における新電力の買取参入の実現	地方公共団体に対して、地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である旨を改めて周知する。また、各地方公共団体における売電契約の状況について実態調査を行う。		総務省経済産業省	(総務省) 地方公共団体が行う売電契約について、一般競争入札が原則である 旨、通知により周知。(平成24年4月25日付け総行行第62号、総財営 第36号通知) また、平成24年4月25日開催の全国財政課長・市町村担当課長会 議で、上記通知について説明。 (経済産業省) 今後、今年度中に、各地方公共団体に対してアンケート調査等により契約の実態調査を行う予定。	Δ	○経済産業省による契約の実態 調査においては、随意契約となっ ている場合の具体的な理由、長期 契約の場合の中途解約条件、地 方議会による同意の必要の有無な ど、踏み込んで調査されたい。	
43	卸・IPPの発電余力の 活用	卸・IPPの発電余力活用契約に関する指針につき、発電余力が積極活用されるよう、その活用実態をIPP事業者等に個別にヒアリングする等、実績を調査・分析の上、速やかに必要な見直しを行う。	平成23年度 検討開始、結 結 を 得次 第 措 置	経済産業省	平成23年11月24日、「卸・IPP電源の発電余力活用の具体的スキームについてJを公表。発電事業者を対象にフォローアップ調査を行い、平成24年4月に、総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会において結果を公表。		○総合資源エネルギー調査会での 議論では、最適な契約条件は個別 事情により異なるとされた。	
44	新規電源設置におけるIPP入札の実施① (kW契約)	新しい火力入札の指針において、容量(kW)での契約も含め、入札分以外に係るIPP事業者側の電力供給先の自由度を確保することを明確化するよう検討し、結論を得る。	平成24年度 措置	経済産業省	資源エネルギー庁において指針の策定作業を進めており、今夏~秋 を目途に策定・公表する予定。	Δ		
45	新規電源設置におけるIPP入札の実施② (併売)	新しい火力入札の指針において、IPPが新電力や卸電力取引所へも同一の電源から電力の併売を行うことを可能である点を明確化(明記)した上で、指針を策定・公表する。	平成24年度 措置	経済産業省	資源エネルギー庁において指針の策定作業を進めており、今夏〜秋 を目途に策定・公表する予定。	Δ		
46	新規電源設置におけるIPP入札の実施③ (入札スケジュール)	新しい火力入札の導入に当たっては、一般電気事業者に対して電源建設計画をベースとした短中長期のIPP入札スケジュールを公表するよう、指針を策定・公表する。	平成24年度 措置	経済産業省	資源エネルギー庁において指針の策定作業を進めており、今夏〜秋 を目途に策定・公表する予定。	Δ	〇IPP入札スケジュールの公表に あたっては、IPP入札電源の終済 性向上・小売事業者間襲争の活性 化の観点から、新電力等に対して 共同調達を募るプロセスを導入す ること等を検討すべきである。	

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定	内容						
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
47		電気事業法における発電事業者の位置付けについて、電力システム改革 全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		Δ		
48	発電所建設の促進(コロケーションルールの整備)	発電所建設の促進については、制度的措置を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		- 15	〇今後、詳細設計において、検討 テーマとして挙げて結論を得ること が必要である。	
49	卸電力取引市場の整備,活性化(電源の拠地、マーケットメイク等)	卸電力取引所の整備・活性化については、一定規模の電源の拠出等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 結 を 得 次 第 措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		市村(に)	○リアルタイム市場、中長期先渡し市場、先物市場の創設についても検討すべきである。 ○中小規模な新電力の電源調達に資するよう、卸電力取引市場の売買単位を500km単位から引き下げるべきである。 ○大野型・グリーン売電市場について、一定のタイミング(例えば半年、1年)で、取引の状況を高認し、活力が販売を講じるべきである。	
50	卸電力取引所の中立 化・法定化(組織の見 直し等)	卸電力取引所の中立化・法定化については、卸電力取引所のガバナンス の在り方等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合 的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		<u> </u>	〇卸電力取引所の中立化を実現するためには、ガバナンスの見直し、取引市場監視機能の強化が必要である。	
51	電力系統利用協議会の中立化(組織の見直し)	一般社団法人電力系統利用協議会の中立、公平、透明性を向上させるための改善等を検討し、結論を得る。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。復頃までに中間とりまとめ) また、紛争解決手続きにおける中立、公平、透明性を向上させる観点 からは、裁判外紛争解決手続(ADR)に係る法務大臣の認証を取得す るため、関連規程および体制の整備を行い、認証取得申請済み。		を行っている。	平成24年7月23日公表の「電力システム改革の基本方針」において電力系統利用協議会の解消後の租制総長会の解消後のの検討にあたっては、中立性、公平性、透明性を担保できるよう、監視体制や人員構成に踏み込んで議論されたい。	
52	常時バックアップ・部 分供給の在り方見直し (価格水準等)	常時バックアップ及び部分供給の在り方については、その料金体系等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 結 を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		シャンオしるの点量	○平成24年7月23日公表の「電力 システム改革の基本方針」に沿っ て、早期に「部分供給のガイドライ ン化」を行うとともに一般電気事業 者に「常時バックアップ料金の見直 したを行うよう、促していく必要がある。 ○ の再生可能エネルギー普及の観 点から、計画的に30分単位の供給 量を増減させる部分供給のあり方 を検討すべきである。	

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決策	三内容						
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識 指摘事	事項
53	自家発補給契約の見直し	自家発補給契約の別契約化を実質的に可能とするための指針を速やか に策定し公表する。また、同指針を公表した後、その実態を調査・分析の 上、問題があれば、当該指針を速やかに見直す等の措置を講じる。	平成23年度 検討開始、	経済産業省	平成24年3月28日、「自家発補給契約の運用に係る指針」を公表。 自家発補給契約の別契約化が実質的に可能であることを明確化。		0	○本指針に示された方式1、方式2 はあくまで例示であることから、一 般電気事業者において柔軟な対応 がなされるよう促されたい。 ○自家発補給契約については、基 本料金が高すぎるとの声が自家発 設置者より上がっていることから、 更なる見直しの検討が必要であ	
54	見直U①(域内電源比率)	特定電気事業の在り方については、小売自由化範囲の拡大の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置		総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		Δ	〇今後、詳細設計において、検討 テーマとして挙げて結論を得ること が必要である。	
55	見直し②(新電力による供給)	特定電気事業者に対しては、新電力が保有する発電所からも電力供給が可能となっている点を、広く周知する。	早期措置		特定電気事業制度の見直し内容(新電力保育発電所からも電力供給が可能となったこと)について、資源エネルギー庁ホームページを通じて広(周知を行うとともに、特定電気事業者4者に対して、直接電子メールを通じての周知を行った(平成24年6月実施)		0		
56	同時同量制度の見直し	同時同量の在り方については、計画値同時同量制度等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		Δ	〇計画値同時同量制度の導入等 により、平等な競争条件を整備す べきである。	
57	アンシラリーサービス 料金の見直し(アンシ ラリー市場の創出等)	アンシラリーサービスの在り方については、その調達方法等を含め、電力 システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。		Δ	○今後、詳細設計において、検討 テーマとして挙げて結論を得ること が必要である。	
58	インパランス料金の引下げ	インパランス料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 (こおいて検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		Δ	○再生可能エネルギー普及の観点から、グリーン新電力等が大陽 光や風力を使って部分供給を行う 場合について、インバランスの許 容範囲の拡張の可能性につき検 討すべきである。 ○インバランス料金精算を需給直 前市場の取引価格に運動させる場合、市中に存在する電源の価格が 適切に反映された料金になるよう にする必要がある。	
59	託送料金の引下げ・透明化①(料金内訳の開示)	託送料金については、第三者が適切性・妥当性の確認が行えるよう、「一般管理費等」・「変電費」・「販売費」の配分比率、事業者ルール、アンシラリーサービス費の算定に係る情報公開を実施する。	平成24年度 早期措置	経済産業省	資源エネルギー庁において、電気料金情報公開ガイドラインを改正し (平成24年3月30日)、一般電気事業者による自主的説明として、料金算定について、第三者が適切性、妥当性の確認を行えるよう「一般管理費、変電費、販売費の配分比率」及び「アンシラリーサービス費の算定」等について説明する旨を規定した。		0	〇改正した電気料金情報公開ガイドラインが適正に運用されているか、事業者ヒアリング等を通じてフォローされたい。	

	エネルギー分野にお	ナる規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決策	定内容						
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
60	託送料金の引下げ・透明化②(長期増分費用 方式)	託送料金の在り方については、その算定方法等を含め、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		Δ	○今後、詳細設計において、検討 テーマとして挙げて結論を得ること が必要である。	
61	系統全体の需給情報 の提供	事業者及び需要家の意見を踏まえつつ、系統全体の需給状況につき、リアルタイムに近い形での情報提供が進むよう、検討し結論を得る。	平成24年度 検討·結論	経済産業省	今夏、政府節電ホームページにおいて、沖縄電力を除く一般電気事業者9社の電力需給状況を数分間隔で更新し、掲載しているところ。		0	〇事業者によれば、電力需給の状況のみならず、時間毎の電源比率 や発電効率に係る情報の提供な ど、効果的な負荷平準化につなが る情報の提供を求める声がある。	
62	低圧託送制度の創設 ①(早期ルール化)	全量買取制度の導入に当たり、発電側が低圧、需要側が高圧以上となるケースでも、一般電気事業者の配電網の利用(託送)が可能となるよう、検討し結論を得る。	平成24年7月 までに検討・ 結論	経済産業省	発電側が低圧電源の場合でも託送供給が可能となるよう、一般電気事業者全社から国に対して託送供給約款の特例承認の申請があり、国において承認した(平成24年6月承認、7月より実施)。		0		
63	低圧託送制度の創設 ②(メーター仕様)	全量買取制度の導入に当たり、低圧での電力買取りについては、通常の電力メーターでも対応可能となるよう、検討し結論を得る。	平成24年7月 までに検討・ 結論	経済産業省	発電側が低圧電源の場合における託送供給において、通常の電力 メーターでも対応が可能となるよう、一般電気事業者全社から国に対 して託送供給約款の特例承認の申請があり、国において承認した(平 成24年6月承認、7月より実施)。		0	〇通常の電力メーターで計量された場合は、月単位の実績しか把握できない。 〇新電力による低圧電源の日々の買取電は、1ヶ月間の発電実績を日数で均等割する方式とされているところ、新電力に課されている同時同量の予見性を向上する観点から、低圧電源の30分単位の発電カーブの「型」を系統運用者等が予め作成する、事的プロファイリング方式の採用を検討すべきである。	
64		自己託送サービスの在り方については、需要場所の要件の緩和等を含め、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		Δ	〇供給の多様化を実現する手段として、自家発自家消費の延長として、自家発自家消費の延長としての自己託送は重要であり、需要場所などの要件の緩和が必要である。	
65		①経済産業省において、非常時に自営線で電力を融通する行為のうち、 非常時における電力を確保する必要が特に高い施設であって、かつ、自 営線を用いて電力融通することで必要な電力を確保することが相当である と考えられる事案について検討する。	検討・結論		(経済産業省) 構造改革特区や総合特区要望において、複数の自治体から災害による停電等の非常時に自営線を用いて複数の需要家に電力供給を行う ことを可能とする提案を受けており、各自治体との間で要望事項の具 体化を図りつつ、検討を行っている。		Δ		
		②国土交通省においては、それらに該当する自営線に係る占用許可に当たって適切な配慮を行うよう、各道路管理者に周知する。	措置				Δ		
66	自営線供給に関する 要件緩和措置②(陸電 供給)	移動用発電機の取扱いにつき、発電船による陸上への電力供給方法を 含め、分かりやすい形での周知を図る。	平成24年度 早期措置	経済産業省	移動用発電機の取扱いについて、発電船による陸上への電力供給に おける手続き等を含めて、原子力安全・保安院ホームページにおいて 周知を行った。		0		

	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容							
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	問題意識	指摘事項
67	スマートメーターの導 入促進①(高圧メー ター仕様)	引き続き短期的なサービスパルスの活用を最大限図りつつ、今後導入する高圧以上の需要家に設置するスマートメーターに関しても電文形式のデータが8列に抽出できるよう、電文インターフェースについて標準化すべく、検討を開始する。	平成24年度 検討開始	経済産業省	高圧以上の需要家を対象として、既に、バルス出力を前提とするデマンドコントローラーをはじめとする需要家側のエネルギーマネジメント機器が一定要を扱しているところ。需給逼迫への対応は突撃の課題であることから、まずは高圧以上の全てのメーターで即時の対応が可能なサービスバルスの活用を図る観点から「ブコ1で示された」「スマートメーターからバルスによりBEMSに表示した電力量情報をもって、課金および証明サービスを行う方策」について検討を行い、対応を完了。 高圧以上の需要家に設置するスマートメーターへの電文提供機能の具備に向けた取組としては、電文のデータフォーマットの整理に向けて検討を開始する方向であり、今年6月に立ち上げた「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」の「スマートメーターTF」等において、必要に応じてフォローする予定。	Δ	○短期的には引き続きサービスパルスの活用を図るとしても、サービスパルス利用には、パルス変換コストがかかるなどの課題がある。 ○需要家がスマートメーターから情報を直接取得するBルートについて、電文インターフェース整備等に向けて、検討のロードマップを策定すべきである。	
68	入促進②(高圧スマー	高圧スマートメーターに関しても、マルチベンダ化によるコスト低減と量産 確保による導入の早期化を実現するために、一般電気事業者の系統運 用部門に対してオープンな形で実質的な競争がある入札(国際調達手続 等)を行うことを原則とすべく、検討し結論を得る。	平成24年度 検討・結論	経済産業省	スマートメーターの調達については、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」において、「効率的な調達の観点からオープンな形で実質的な競争がある入札を行うことを原則」、「料金算定プロセスにおいて、入札を経たものは、落札価格を適正な原価とみなし、入札を経ない場合においては、例えば、入札した場合に想定される価格を基準として査定を行うことが適当」とされているところ。引き続き、電気事業者に対して、効率的な調達を促していく。	Δ	○オーブンな形で実質的な競争が ある入札が行われる目途がつくま でフォローする必要がある。	
69	スマートメーターの導入促進③(遅延の見直し)	新電力が一般電気事業者から計測データを受領するまでの時間について、一般電気事業者によって差異が生じている状況を踏まえ、同時同量制度の在り方について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置		総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)	Δ	○今後、詳細設計において、検討 テーマとして挙げて結論を得ること が必要である。	
70	スマートメーターのイン ターフェース等の標準 化①(共同調達)	一般家庭用及び高圧以上のスマートメーターの調達に関しては、一般電 気事業者に対して導入計画を早期に策定させ、本格導入段階にある事業 者には具体的な調達方法も併せて検討することを促すよう、フォローアッ ブを行う。	平成24年度 措置	経済産業省	東京電力において、同社が導入を検討しているスマートメーターの 仕様について、国内外の企業等に対し提案募集(RFC)を実施。7月 12日(末)に、RFCの結果と、それを踏まえた仕様の見直しについて の基本的な考え方を公表。 各電力会社の取組については、スマートメーター制度検討会等にお いて、フォローアップを行っていく。	Δ	○東京電力以外の一般電気事業者でも提案募集(RFC)を実施する 等オープンで実質的な競争がある 入札が行われる目途がつくまで フォローする必要がある。	
71	ターフェース等の標準	スマートメーターからパルスによりBEMSに表示した電力量情報をもって、 課金及び証明サービスを行う方策について、特定計量器検定検査規則第 12条「分離することができる表示機構」から電気計器を除外し、かつパル スの発信装置をJISにおける型式承認の対象とするよう計量法における規 制の在り方を検討し結論を得る。	平成24年度 措置	経済産業省	平成24年6月21日24資電部第14号により、平成18年3月31日18 資電部第37号「電気の取引又は証明に係る遠隔検針及び時間帯別 契約における計量値表示の取引取いこついて「平成18年3月31日経 済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)」の改正通達を施行 した。 改正要旨は、取り扱い上の要求事項を満たす場合には、電気の取引 又は証明に係る電気計器において、電力量に比例して発生する電気 的バルスを受信する機器に表示された値を用いて、電気の取引又は 証明を行うことを適当なものとして取り扱うこととした。	0		
72	需要家の選択肢拡大 のための小売自由化 範囲の拡大の検討	小売自由化範囲の拡大については、競争環境整備の検討と併せて、電力 システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置		総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)	Δ	○規制なき独占とならないよう需要 家の選択肢が実質的に確保される 措置が必要である。 ○低圧部門における公平な競争環境を確保できるよう、低圧託送等について制度設計を行うことが重要 である。	

	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容							
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	画 問題意識	指摘事項
73	電力市場における競 争活性化策の検討① (市場支配力)	①公正取引委員会においては、一般電気事業者の市場支配力及び新電力のシェアが伸びていない状況も踏まえて、経済産業省における検討の 状況も勘案しつつ、電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討 し、競争政策上の考え方について結論を得る。	検討・結論	公正取引委員 会	関係事業者に対するヒアリング等の情報収集を実施し、電力市場に おける競争実態の把握・分析・検討を進めているところであり、経済産 業省における検討の状況も勘案しつつ、平成24年度内に結論を得る 予定。		`	
73		②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		○公正取引委員会の分析結果は 電力システム改革において十分考 慮する必要がある。	
74	電力市場における競 争活性化策の検討② (供給区域)	①公正取引委員会においては、一般電気事業者間の供給区域を越えた 競争が起きていない状況や、需要家の全国レベルでの一括受電契約が 進まない状況も踏まえて、経済産業省における検討の状況も勘案しつつ、 電力市場における競争実態の把握・分析を行い、検討し、競争政策上の 考え方について結論を得る。	平成24年度 検討・結論	会	関係事業者に対するヒアリング等の情報収集を実施し、電力市場における競争実態の把握・分析・検討を進めているところであり、経済産業者における検討の状況も勘案しつつ、平成24年度内に結論を得る予定。		`	
		②経済産業省においては、電力市場における競争の活性化策について、 電力システム改革全体の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置		総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)	4	○公正取引委員会の分析結果は 電力システム改革において十分考 慮する必要がある。	
75		規制分野における電気料金の在り方については、小売自由化範囲の拡大 の検討と併せて、電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的 に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)	4	`	
76	需要側の取組の活用 (節電取引)	需要側の取組の活用については、ネガワット取引等を含め、電力システム 改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)	1	○今後、詳細設計において、今夏 実施されたネガワット取引の課題 を整理し、公正なネガワット取引市 場を整備すべきである。	
77	スマートコミュニティの実現	スマートコミュニティの実現については、特定電気事業の在り方と併せて、 電力システム改革全体の検討の中で、予断なく総合的に検討を進める。	平成23年度 検討開始、結 論を得次第措 置	経済産業省	総合資源エネルギー調査会総合部会電力システム改革専門委員会 において検討を進めているところ。(夏頃までに中間とりまとめ)		〇スマートコミュニティ実証における課題、要望について、要型の の精査・具体化を進めつつ、課題 解決のための具体的方策(規制緩 和策等の制度設計)の検討を深め る必要がある。	
78		住宅の省エネ基準の見直し、及び、第180回国会に提出した「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定低炭素住宅の基準においても、床暖房について、輻射による効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で検討し、結論を得る。	平成24年度 措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 住宅の省エネ基準の見直しに向けて、床暖房について、輻射による 効果を考慮し、暖房エネルギー消費量の評価を行う方向で基礎的な データの収集等を進めているところ。 また、「都市の低炭素化の促進に関する法律案」を本年2月に国会に 提出したところ。 「都市の低炭素化の促進に関する法律案」の成立も踏まえ、すみやか に審議会等において検討を進める。		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	

	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容							
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	問題意識	指摘事項
79	住宅・建築物の省エネ 基準の見直し②(工程 表の明示)	2020年までに全ての新築住宅・建築物について段階的に省エネ基準適合機務化を実現するため、関係省庁が連携しながら検討を行い、2020年までの具体的な工程(対象、時期、水準)を省エネ法改正に合わせて明確化する。	平成24年度 早期措置	経済産業省国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 平成24年4月に、第4回「低炭素社会に向けた住まいと住まい方推進 会議」を開催し、住宅・建築物の省工ネ基準適合の段階的義務化へ 向けた具体的な工程案(義務化の対象、時期、水準)を明示し、平成 24年6月までパブリックコメントを募集したところ。 (パブリックコメントを踏まえて、工程表を含む『「低炭素社会に向けた 住まいと住まい方」の推進方策について中間とりまとめ』を7月10日 に公表)	(経済産業省、国土交通省) 2020年までに全ての新築住宅・建築物について 段階的に省エネ基準への適合を義務化すること に向けて、円滑な実施のための環境整備を着実 に図っている。 ただし、伝統的な木造住宅に関し、省エネルギー 基準への適合義務化により毛が建てられなくな るとの意見や、日本の気候風土に合った住まい づくりにおける工夫も適切に評価すべきとの意見 などがあるとから、引き続き、関係する有識者 等の参加を得て検討を進める。	○伝統的な本造住宅については一定の配慮をしつつ、省エネを推進する観点から全ての新築住宅・建築物について義務化の工程の更なる具体化及び基準の検討を進めるへきである。	
80	住宅・建築物の省エネ 基準の見直し③(整合 性の確保)	「都市の低炭素化の促進に関する法律案」における認定基準は、将来には新築住宅・建築物が達成すべき水準を考慮した誘導基準となるよう検討し、結論を得る。	平成24年度 早期措置	経済産業省 国土交通省	(経済産業省、国土交通省) 第180回通常国会に提出中の「都市の低炭素化の促進に関する法律 案」が成立次第、オみやかに国土交通省、経済産業省、環境省の三 省による合同委員会において検討を開始し、3ヶ月以内に結論を得 る。	Δ		
81	住宅・建築物のラベリング制度の充実	新築住宅及び中古住宅に関して、住宅性能表示制度等を活用し、住宅の 省エネ性能を評価するラベリング制度の充実を図る。	平成24年度 検討開始、結 論を得次第措 置		住宅の省エネ基準を一次エネルギー消費量により総合的に評価する 基準とする方向で見直すため、基礎的なデータの収集等を進めてい るところ。 住宅の省エネ基準の見直しを踏まえ、省エネ性能を評価するラベリン グ制度の充実に向けた検討を開始する。	Δ		
82	リチウムイオン電池に 係る建築基準法上の 用途地域ごとの取扱 いの見直し・明確化	消防法上の見直しを踏まえつつ、事業者要望やこれまでの事例を検証し、建業基準法上の用途地域別に、合理的な貯蔵量について、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化すべく、検討し結論を得る。	平成24年度 検討・結論	国土交通省	消防法の見直、内容を把握し、事業者要望やこれまでの事例を検証するため、関係合作や事業者からピアリングを実施しているところ。その結果等を踏まえ、リチウムイオン電池に関する取扱いを見直す又は明確化すべく、検討し結論を得る。			
83	コンテナに収納される蓄電池の取扱いの明確化	太陽光発電以外の用途でも使用される蓄電池及び制御装置設備等を収納するコンテナのうち、人が内部に通常入らないなどの一定の要件を満たすものについて、建築物に該当せず、建築確認が不要である範囲を明確化した上で、その旨を技術的助言により周知する。	平成24年度 措置	国土交通省	平成24年4月に、事業者ヒアリングを実施したところ。今後も引き続き関係者からのヒアリングを実施しつつ、平成24年度措置に向けて検討を進める予定。	Δ	〇コンテナ型データセンターや太陽光発電付属設備の収納コンテナ に関する建築基準法上の取扱いも 踏まえつつ、24年度中の早期に措置されたい。	
84	術基準に関する規制 緩和	家庭用燃料電池の技術基準につき、事業者の意見を踏まえ、安全性に係る技術的確証が得られ次第、見直しを行う。	検討開始、結 論を得次第措 置		提案者から複数回意見聴取を行い、安全性に係る技術面に関する データ等の提供を依頼しているところ。 今後提案者から提供されるデータ等を基に、検討を行う。	Δ		
85	料電池の抜本的普及 拡大	コジェネレーション・燃料電池の抜本的な普及拡大を図るため、諸外国の事例等も参考にしつつ、導入支援策の在り方や規制・制度面での課題等について総合的な検討を行い結論を得る。	検討·結論		本年5月の第22回総合資源エネルギー調査会基本問題委員会においては、コジェオレーションの導入意義と導入促進のための施策の方向性について論点整理がなされたところ。今後はこの論点整理にしたがい、コジェネレーションの抜本的な普及拡大を図るための方策について総合的な検討を行い、結論を得る。	Δ	〇コジェネレーション・燃料電池が 確実に普及促進されるための方策 につき更なるスピード感を持って結 論を得る必要がある。	
86	物貯蔵の規制緩和(防	事業者要望やこれまでの事例を検証し、集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーションの設置に必要な液化石油ガスの合理的な貯蔵量の基準について、検討し結論を得る。		国土交通省	事業者要望やこれまでの事例を検証するため、事業者や特定行政庁からアリングを実施しているところ。その結果等を踏まえ、集合住宅に設ける防災対応を目的としたコジェネレーションの設置に必要な液化石油ガスの合理的な貯蔵量の基準について、検討し結論を得る。	Δ		

	エネルギー分野にお	ける規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定[	内容					
番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識 指摘事項
87	アを使用する際の高圧		平成24年度 経済 早期措置	<b>彦産業省</b>	本件については、高圧ガス保安法の適用となり、ガス事業法及び液化 石油ガス保安法の適用にはならない旨の都道府県に対する周知を準 備中である。最終的な文言調整を実施しているところ。		Δ	
88	おける工事計画の事	程度のものについて、爆発や破片の外部への飛散等の設備損壊時のリスクが同等程度と評価できるか、また全て同一設計になっているのかと	平成24年度 検討開始、結 論を得次第措 置	<b>斥産業省</b>	提案者から複数回意見聴取を行い、安全性に係る技術面に関する データ等の提供を依頼しているところ。 今後提案者から提供されるデータ等を基に、検討を行う。		Δ	
89	LNGサテライト設備の 危険物施設との離隔 距離に関する考え方 の再周知・徹底	LNGサテライト設備と危険物施設との離隔距離に関して、火災予防上安全と認められる場合に緩和がなされるよう、「製造所及び一般取扱所に係る保安距離及び保有空地について」(平成13年3月29日付け消防危第40号)を、再度周知徹底する。	平成24年度 早期措置	<b>6省</b>	早期に再度周知できるよう調整を図っているところ。		Δ	○調整内容を具体的に説明された い(次の四半期に措置する見込み か)。
90		農地の区画・形質に面的な変更を加える場合には、農地転用許可を受けることが基本であるが、農地におけるガス工作物の設置に係る取扱いについて、都市ガス事業者に対してヒアリングを行い、必要に応じて農地制度上の取扱いについて検討を行い、結論を得る。			事業者団体からガス工作物の内容等について説明を受けたところであり、さらに都市ガス事業者から具体的な設置事例等についてのヒアリングを行い、検討を進める予定である。		Δ	〇都市ガス事業者から具体的な設置事例等について速やかにヒアリ ングを行い、検討を進めるべきである。
91	コストの一般負担化(供給区域内需要家に	今後のエネルギー政策における天然ガスシフトの在り方を踏まえつつ、供 終区域外でのパイプライン設置のうち、どのような場合において、コストの 一部を一般負担化し、供給区域内の需要家にもコストの一部を負担させ ることができるか、需要家の受益と負担の関係等を踏まえ、天然ガスシフ ト基盤整備専門委員会等において検討を行う。	検討、平成24	<b>F産業省</b>	天然ガスパイプライン整備の在り方については、「総合資源エネル ギー調査会総合部会天然ガスシフト基盤整備専門委員会」において 専門教育を投合する。その中で、パイプライン整備コスト負担の在り方については、「受益者負担の手法・ 能囲・程度・時点の調整等に関する『基本的な考え方』を整備基本方 針の中で定めていて必要がある」という方向性が示されたところ。 今後、整備基本方針の中で基本的考え方を定め、「各ルートのコスト・ 事業採算性・社会的効果等に関ける「個別ルート毎に一般負担等の 手法を含めた負担の在り方を検討していく。		Δ	
92	土壌汚染対策法の届 出に添付すべき書類 の簡素化	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出に必要な図面とは、土地の形質の変更が行われる範囲を明示した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていれば、道路占用に係る書類で代用可能である旨を周知する。	平成24年度 環境 措置	省	土壌汚染対策法第4条第1項に基づく届出の添付図面が道路占有に 係わる書類で代用が可能である旨を、平成24年度中に関係自治体に 示すことを念頭に検討を進めている。		Δ	
93	熱供給事業法への燃 料費調整制度の導入		平成24年度 検討開始、結 論を得次第措 置	F産業省	現在進められているエネルギー政策の見直しの議論との整合性にも 留意しつつ、現行の熱供給事業制度の課題を抽出し、当該制度の在 り方を検討する。		Δ	〇本項目に係る検討の場を設け、 論点整理を進めるべきである。
94	熱料金改定時の認可 手続の見直し	事業者の意見を踏まえて、検討し結論を得る。	平成24年度 検討開始、結 論を得次第措 置	<b>所産業省</b>	現在進められているエネルギー政策の見直しの議論との整合性にも 留意しつつ、現行の熱供給事業制度の課題を抽出し、当該制度の在 り方を検討する。		Δ	〇本項目に係る検討の場を設け、 論点整理を進めるべきである。

	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容						
番号	事項名	規制・制度改革の内容実施的	所管省庁期	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識 指摘事項
	高圧ガス容器に関する	①天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧 州経済委員会規則(UNECE規則)の67番(液化石油ガス自動車)、110番 以降検結 (圧絶天然ガス自動車)、の規格の安全性について民間団体等に設置され 成 る検討会等における検証結果により安全性が確認された場合には、高圧 ガス保安法、容器保安規則等の見直し等に向けた検討を行う。	開 日	民間団体において安全性の確認を開始。		Δ	
95		②天然ガス自動車等に搭載される高圧ガス容器の規格について、国連欧州経済委員会の下の自動車基準認証フォーラム(WP29)において検討中の、車両等の型式認証を相互承認する制度(WVTA)についての合意内容を踏まえ、WVTAの窓口である国土交通省と調整の上措置する。なおWP29におけるIWVTAの議論においては、我が国が安全と考える高圧ガス容器の規格について必要な提案を行う。	6年 )合	WP29においてIWVTAを検討中。		Δ	
96		天然ガス自動車の圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を 実施する期間について、ユーザーに承認を得た上で車検と同一のタイミン グで行うよう、各都道府県を通じ、容器再検査所に対して周知する。	度 経済産業省	「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の容器再検査を実施する期間 について(依頼)」(平成24年6月15日付け平成24・06・07原院第1 号)をもって、管内の容器再検査所に対する周知依頼を都道府県に 行った。		0	
97	天然ガス自動車等の ガス容器取付けに関 する試験方法の見直 し	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基平成24 準期和を図るため、国連自動車基準側和世界フォーラム等における検討 以降検託 を踏まえ、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則の妥 当性を検証した上で、国内基準として、導入する。	、結 第、	天然ガス自動車等のガス容器取付けに関する試験方法について、国際基準調和を図るため、現在、車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則と国内法とを比較するとともに、今後の対応方針について、関係各者と検討中。		Δ	
98	圧縮天然ガス自動車 の充填設備の蓄ガス 量上限の緩和	事業者要望やこれまでの事例を検証し、圧縮天然ガススタンドが必要な地 平成24 域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量について合理 検討・結 的な貯蔵量の基準を検討し結論を得る。	度国土交通省	事業者要望やこれまでの事例を検証するため、事業者からヒアリングを実施しているところ。その結果等を踏まえ、圧縮天然ガススタンドが必要な地域等における圧縮天然ガス自動車の充填設備の蓄ガス量について合理的な貯蔵量の基準を検討し結論を得る。		Δ	
99	燃料装置用容器の充	圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器の充填終了圧力等について、安全 性を示す十分な実験データ等が提示された場合には、緩和について検討 を開始する。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	開 <del>-</del> 得	民間団体で安全性を示すデータ等について検討を開始。		Δ	〇民間団体が行う安全性の検証に おいて、実験データの取り方等を 積極的に提案し、検討を進めていく べきである。
100	自動車の排ガス規制	乗用自動車及び貨物自動車の排が入規制について、国際基準調和を図 平成24名 ため、国連自動車基準調和世界フォーラム等における検討を踏まえ、速 以降検討 かわに中央環境番議会等で国内導入について検討し、結論を得次第導入する。	、結 環境省 第、	(国土交通省、環境省) 乗用自動車及び貨物自動車の世界統一試験法(WLTP)については、 我が国も参画のもと国連自動車基準調和世界フォーラムにおいて 2013年中の合意を目途に検討中。 また、策定後、中央環境審議会等で国内導入について規制値等の検 討を行う必要がある。		Δ	
101	超小型モビリティの走行緩和	つくば市における構造改革特別区域制度を利用した「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験」等の超小型モビリティに関する様々な実証実験の 結果や、諸外国における法制度の状況等を踏まえ、望ましい利活用場面を明確にした上で、超小型モビリティが公道を走行できるよう、速やかに検 設定の対象を開始する。	、結 国土交通省 第、	(警察庁、国土交通省) -構造改革特区制度に係る第21次提案として、つくば市より、「搭乗型 移動支援ロボットの公道実証実験事業」におけるロボット公道実験の 実施要件の緩和についての提案が出されたことから、当核実験にお ける横断歩道の通行等に係る実施基準の一部を変更することを検討 している。また、同第21次提案において、日本空港ビルデング株式会 社がらも搭乗型移動支援ロボットの走行実験に関する提案がなされ ており、つくば市と同様の実施基準での一般を認めることを検討している。		Δ	
				- 二人乗りの超小型モビリティの公道走行についても、地方自治体や自動車メーカー等の関係者が先導導入を行えるよう、認定制度の創設に向けて関係各者と検討している。 - 新たな実施基準に基づいて、つくば市や日本空港ビルデング株式会社において実施される搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験の結果等を踏まえた上で、検討を行う必要がある。		_	

	エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針(平成24年4月3日 閣議決定)における決定内容									
Ť	号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・ 残された課題	評価	問題意識	指摘事項
1			陸上での「電気事業用の発電股備の建設」「植林事業」に対して供給される石炭灰について、事業者からの意見を踏まえ、確実な利用の担保や事業の公益性等の観点から、有効利用用途の拡大につき検討し結論を得る。		経済産業省	資源有効利用促進法における石炭灰の利用用途について、運用を精石炭 査し、見直しを検討しているところ。平成24年度内を目処に結論を出す予定。	炭灰理立後跡地の利用用途の具体的な担保 法等について検討中。	Δ		
1		環境配慮契約法における債務負担年限の 見直し		平成24年度 検討開始、平 成25年度措 置	環境省	平成24年7月1日現在、環境配慮契約法基本方針検討会の下に、法 の施行状況に関して検討を行う専門委員会を立ち上げる準備をして おり、本課題についても同専門委員会で検討を行うこととしている。 それに先立ち、ESCO事業の専門家、金融機関、国等の機関等に対し て、課題に関するヒアリング調査等を開始した。 平成24年度末を目処に、国等の機関におけるESCO事業の導入が進 まない現状や、課題の原因を明らかにする。		Δ		